

# 高知県スポーツ少年団指導者協議会規程

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この規程は、高知県スポーツ少年団設置規程第22条に規定された高知県スポーツ少年団指導者協議会（以下「協議会」という。）に関することを定める。

(構成)

第2条 協議会は、高知県スポーツ少年団に登録された指導者により構成する。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協議会は、高知県スポーツ少年団指導者の情報交換や相互研修、連絡調整等により、指導者の資質の向上を図るとともにスポーツ少年団の活動を充実活発にすることを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的達成のため、次の各号の事業を行うとともに、必要に応じて高知県スポーツ少年団に意見を具申する。

- (1) 指導者の相互研修、資質向上に関すること。
- (2) 指導者の交流と情報交換に関すること。
- (3) 指導者の地位向上に関すること。
- (4) 調査研究及び広報に関すること。
- (5) 高知県スポーツ少年団の事業への協力と推進に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要なこと。

## 第3章 会計

(事業年度)

第5条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第6条 本会の経費は、次のもので支弁する。

- (1) 登録料
- (2) 寄附金及びその他の収入

(事業計画及び収支予算)

第7条 協議会の事業計画書、収支予算書等を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し運営委員会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第8条 協議会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、協議会会長が書類を作成し、監事の監査を受けた上で、運営委員会の承認を受けなければならない。この場合、次の総会で報告するものとする。

## 第4章 役員等

(役員の数)

第9条 協議会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、運営委員5名以内

第10条 役員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができるが、総会及び運営委員会における、役員が負担する費用は支払わないものとする。

(役員を選任)

第11条 役員は、第2条の登録指導者の中から総会で選出する。

2 前項のほか、学識経験者から若干名会長が委嘱することができる。

(役員職務)

第12条 会長は、本会の業務を統括し、会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、運営委員会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。

3 運営委員は会長又は副会長を補佐し、本会の業務を執行する。

4 会計は、本会の財務を処理する。

5 監査は本会の財務を監査する。

(役員任期)

第13条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 役員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員とし

ての権利義務を有する。

(顧問)

第14条 この会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会において任期を定め、たうえで選任し、協議会会長が委嘱する。

3 顧問の報酬は、本会第10条の規定を適用する。

(顧問の職務)

第15条 顧問は、本会会長の諮問に応え、本会会長に対し、意見を述べることができる。

## 第5章 総会

(構成)

第16条 総会は、第2条に規定する全ての指導者をもって構成する。

(権限)

第17条 総会は、次の職務を行う

- (1) 役員及び顧問の選任に関すること
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること
- (3) 指導者相互の情報交換、連絡調整に関すること
- (4) スポーツ少年団の充実発展に関すること
- (5) 本会の適正な運営に関すること
- (6) その他指導者の資質向上に関すること

(招集)

第18条 総会は、毎年度必要に応じ1回開催し、協議会会長が招集する。ただし、協議会会長及び運営委員が必要と認めたとき又は構成員の3分の1以上から会議の目的事項を示して文章により総会の招集を求められたときは、会長は、その求めがあった日から2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。

(議長)

第19条 総会の議長は、協議会会長とする

(議決)

第20条 総会の決議は、出席者の過半数をもって行う。

## 第6章 運営委員会

(構成)

第21条 運営委員会は、協議会会長、副会長及び運営委員をもって構成する。

(権限)

第22条 運営委員会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行に関すること
- (2) 事業報告及び収支決算の承認に関すること
- (3) 研修会等の企画立案に関すること
- (4) その他、本会の事業推進に関する事項

(招集)

第23条 運営委員会は、必要に応じて開催し、会長がこれを招集する。

(議長)

第24条 運営委員会の議長は、協議会会長とする。

(議決)

第25条 運営委員会の議決は、出席者の過半数をもって行う。

## 第7章 規程の変更

第26条 この規程は、運営委員会及び総会の議決を得たのち、高知県スポーツ少年団常任委員会の決議によって変更することができる。

附 則 本会の規程は、昭和60年4月1日より施行する。

附 則 平成20年3月22日より改訂施行する。

附 則 平成23年5月26日より改訂施行する。

附 則 この規程は、公益財団法人高知県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。